

第5章 対策の推進と実施体制

1 対策の実施体制

(1) 管理不全な空家等への対応体制

空家等の適正管理に関する相談は、空家等がある住所地を管轄する各区役所が窓口となり、都市局が取りまとめ、関係部局と連携しながら対応しています。

また、勧告、命令、行政代執行、財産管理人選任申し立ての方針決定等は管理不全な空家等に関する関係部署で構成する、「千葉市空家等対策検討会議（庁内会議）」で諮り、措置しています。

(2) 空家等対策の実施に関する連絡調整体制

今後も増加が見込まれる空家等の問題に対する解決策の方向性を明確化し、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、都市、企画、市民、福祉等の各関係部署で構成する「千葉市空家等対策推進会議」を設置し、連絡体制の整備に努めています。

今後も連絡体制の整備・強化に努めながら、情報共有や必要な調整等を図り、対策を推進していきます。

(3) 千葉市空家等対策協議会

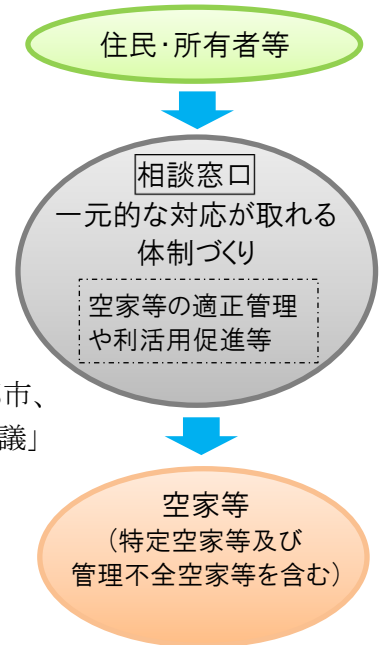
「千葉市空家等対策計画」の策定や実施に関し、意見を聴取することを目的として、「空家条例」第4条に基づき設置された協議会となります。

法務、不動産、建築、福祉などの専門家や地域の方々を中心に構成され、本計画の策定に向け協議を行ってきました。

今後も計画の変更、施策実施に関する協議や情報交換など、空家等対策の着実な推進や施策の充実に向け協議を実施していきます。

(4) 専門家団体等との連携

空家等がもたらす問題は、多岐の分野に渡っており、その内容も専門的となります。そのため、本市では、平成30年10月に関係7団体と「千葉市の空き家等の有効活用及び適正管理の推進等に関する協定書」を締結しました。これにより、空き家セミナーの開催や、空き家専門相談の実施等において連携を図っています。今後も、関係団体等との連絡体制の整備を目的とした「空家等対策推進協定連絡会」で情報交換を図るとともに調査・研究、制度活用など様々な面で連携を図り、より充実した対策となるよう努めます。



(5) 地域との連携

空家等対策を進める上では、その実態を把握することが大切です。

また、空家等対策は地域の課題でもあることから対策を進める上では、情報提供や空家等化を防止するための働きかけ、空家等問題に対する意識の向上、地域コミュニティの維持や活性化に向けた利活用に対する理解の促進など、様々な面で地域の協力が重要となります。そこで、町内自治会や地域活動団体、企業及び大学等との更なる連携・協働に努めます。

(6) 国や県等の関係行政機関との連携

空家等対策に取り組んでいくためには、国の基本指針や県の技術的な助言を踏まえ実施していく必要があります。また、空家等に関する様々な制度、支援などもあることから、情報交換や制度活用など、引き続き、国や県と連携しながら対策を進めていきます。

また、防災や防犯など空家等が周辺や地域に影響を与える問題について、警察や消防局とも連携し対策を推進していきます。同様に、他市町村等・関係行政機関も問題解決に向け対策を進めていることから、情報交換など連携を図り、より充実した対策となるよう努めます。

(7) 関係法令等の運用による連携

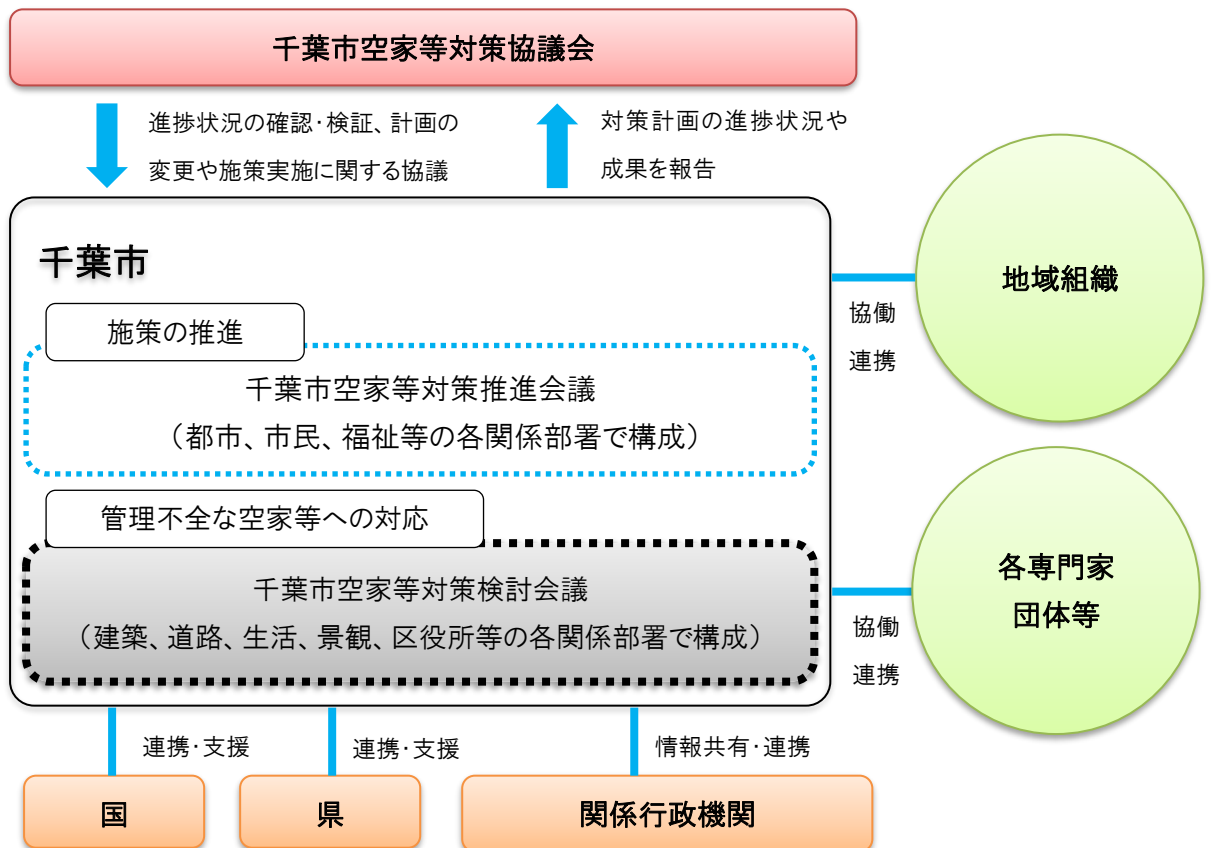
管理不全な空家等の状況に応じて関係部局と連携し、建築基準法、消防法、道路法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの関係法令等に基づき空家等の所有者等に対し、改善に向けた指導等を実施します。

また、所有者不明土地法や不動産登記法など関係法令に基づく制度を必要に応じて周知・活用し、実効性のある空家等対策を推進します。

【各分野との連携イメージ】

分野	内容	取組み例
市民	地域の空家等に関すること	町内自治会からの情報提供など
法務	空家等の適正管理に関すること	相続登記、財産管理人制度や信託等の各種制度の周知・啓発や相談
不動産	不動産の流通・利活用に関すること	空家等の売買・流通に係る相談や取組み
建築	建物の再生・利活用に関すること	空家等の改修・耐震診断・利活用等に係る相談や取組み
福祉	高齢者等に関すること	高齢者等を対象とした空家等相談窓口の周知
その他	情報発信等に関すること	空家等の情報発信に関する取組み

【空家等対策の実施体制のイメージ】



2 進捗管理

本計画の目標を実現していくため、次の指標を空家等対策の評価に活用し、施策に反映します。また、千葉市空家等対策協議会や庁内組織への定期報告、全国的な施策の動向や社会情勢などをもとにした分析・評価、必要に応じた計画の見直しなどを行い、目標の実現を目指します。

No	評価指標	現状値	目標値
1	特定空家等の件数	102件 [令和3年度] (2021年度)	15件 [令和12年度] (2030年度)
2	賃貸・売却用等以外の「その他空き家 ^{※1} 」数	15,800戸 [平成30年] (2018年)	18,100戸 ^{※2} [令和12年] (2030年)

※1: 図 2-14 における空き家のうち、「その他の住宅」のことをいう。

※2: 国の全国計画(住生活基本計画)に基づき、15%増程度に抑制

空家等対策の実施にあたっては、高齢社会及び将来的な人口減少社会など社会情勢の変化の中でも持続可能な「まち」となるよう、施策の実施状況や全国的な施策の動向を分析・評価し、実態やその時々状況にあった施策を展開できるよう、各主体と連携しながら継続的に調査を行い既存施策の改善や新規施策の導入などを検討していきます。

